



2026年5月8日

各 位

会 社 名 T I S株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岡本 安史  
(コード番号 3626 東証プライム市場)  
問合せ先 I R・S R室長 中川 信  
(Tel. 050-1702-4115)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月23日開催予定の第18期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

現行定款の一部を以下の通り変更いたしたいと存じます。

- (1) 当社は、2026年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社インテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施いたします。本合併により、商号を「T I S I株式会社」に変更するとともに、事業目的については、今後の事業展開に備えた目的の追加および所要の変更を行うものであります。なお、商号変更に関する定款変更の効力発生日は、2026年7月1日として附則を設け、効力発生日経過後にこれを削除するものいたします。  
本合併の詳細については、2025年7月30日付公表の「当社子会社（株式会社インテック）との合併に係る基本方針の決定、商号の変更及び監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び2025年10月31日付公表の「当社子会社（株式会社インテック）の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ」をご参照下さい。
- (2) 株式会社インテックとの合併により、更なる強固な経営・事業基盤の構築を目指すとともに、グローバル視点でのコーポレートガバナンスの高度化を実現するため、監督と執行の役割分担を明確化し、取締役会の監督機能の強化、業務執行への権限委譲、意思決定の迅速化を図るべく、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。このため、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設、その他所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の円滑な運営および経営の監督機能の実効性を確保する観点から、将来における取締役会運営の多様な在り方を見据え、取締役会の招集および議事運営についての柔軟性を高めるため、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が取締役会を招集し、議長となることができるよう、所要の変更を行うものであります。
- (4) 経営の監督機能と業務執行機能の分離を一層明確にし、取締役会による監督の実効性を高めるとともに、業務執行に係る責任の所在を明確化するため、執行役員制度の位置付けを見直し、社長を含む業務執行を担う経営層を執行役員の役位として選定することができるよう、所要の変更を行うものであります。
- (5) その他、必要な文言の修正・削除および条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>
(商 号)	(商 号)
第1条 当社は、 <u>T I S株式会社</u> と称し、英文では <u>TIS Inc.</u> と表示する。	第1条 当社は、 <u>T I S I株式会社</u> と称し、英文では <u>TISI Inc.</u> と表示する。
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の業務を営むことならびに次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の業務を営むことならびに次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
(1)	(1)
ゝ (記載省略)	ゝ (現行どおり)
(2)	(2)
(3) <u>医薬品、医療機器、医薬部外品の開発・製造・輸入・販売の支援に関する業務</u>	(3) <u>医療用システム、医療機器、医薬品および医薬部外品の開発、製造、販売、輸入ならびにこれらに関する支援業務</u>
(4)	(4)
ゝ (記載省略)	ゝ (現行どおり)
(5)	(5)
(6) <u>医療用システムおよび医療用機器の開発、製造、販売</u>	(削 除)
(7)	(6)
ゝ (記載省略)	ゝ (現行どおり)
(10)	(9)
(新 設)	(10) <u>電子決済手段等取引業、電子決済等取扱業ならびに当該業務に付随または関連する業務</u>
(11)	(11)
ゝ (記載省略)	ゝ (現行どおり)
(15)	(15)
(16) <u>旅行業法に基づく旅行者代理業</u>	(削 除)
(17) (記載省略)	(16) (現行どおり)
(18) <u>倉庫業</u>	(削 除)
(19)	(17)
ゝ (記載省略)	ゝ (現行どおり)
(22)	(20)
(23) <u>託児施設の運営</u>	(削 除)
(24)	(21)
ゝ (記載省略)	ゝ (現行どおり)
(26)	(23)
第3条 (記載省略)	第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほ	第4条 当社は、株主総会および取締役のほ

現 行 定 款	変 更 案
<p>か、次の機関を置く。  (1) 取締役会  <u>(2) 監査役</u>  <u>(3) 監査役会</u>  (4) 会計監査人</p>	<p>か、次の機関を置く。  (1) 取締役会  (削 除)  <u>(2) 監査等委員会</u>  <u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第5条 (記載省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p><b>第2章 株 式</b></p>	<p><b>第2章 株 式</b></p>
<p>第6条  )</p>	<p>第6条  )</p>
<p>第10条</p>	<p>第10条</p>
<p>(株主名簿管理人)  第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。  2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p>	<p>(株主名簿管理人)  第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。  2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会</u>の決議によって<u>委任を受けた取締役</u>が選定し、これを公告する。</p>
<p>(株式取扱規程)  第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、株主の権利行使に際しての手続き等およびその手数料、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会</u>で定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)  第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、株主の権利行使に際しての手続き等およびその手数料、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会または取締役会</u>の決議によって<u>委任を受けた取締役</u>の定める株式取扱規程による。</p>
<p>第13条 (記載省略)</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p>
<p><b>第3章 株主総会</b></p>	<p><b>第3章 株主総会</b></p>
<p>第14条  )</p>	<p>第14条  )</p>
<p>第19条</p>	<p>第19条</p>
<p><b>第4章 取締役および取締役会</b></p>	<p><b>第4章 取締役および取締役会</b></p>
<p>(取締役の員数)  第20条 当社の取締役は、15名以内とする。  (新 設)</p>	<p>(取締役の員数)  第20条 当社の取締役は、15名以内とする。  2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任方法)  第21条 (新 設)</p>	<p>(取締役の選任方法)  第21条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそ</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2</u> 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>会社を代表する取締役を選定する。</u></p> <p><u>2</u> 取締役会は、その決議によって、<u>取締役または執行役員から社長1名を定める。</u></p> <p><u>3</u> 取締役会は、その決議によって、<u>取締役から会長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>れ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査役等委員である取締役の任期満了の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役は除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2</u> 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役は除く。)</u>から会長1名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2</u> <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 (記載省略)</p> <p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (記載省略)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第31条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第32条 (記載省略)</p> <p><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第32条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって社長執行役員を選定するほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他役付執行役員を若干名選定することができる。</u></p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第34条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期満了の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は監査役の中から、常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第42条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>任を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく責任の限度 額は、会社法第 425 条第 1 項の最低責任限 度額とする。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 会計監査人</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 会計監査人</b></p>
<p>第 43 条 　　〽　　　　　(記載省略) 第 44 条</p>	<p>第 39 条 　　〽　　　　　(現行どおり) 第 40 条</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監 査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監 査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 計 算</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 計 算</b></p>
<p>第 46 条 　　〽　　　　　(記載省略) 第 49 条</p>	<p>第 42 条 　　〽　　　　　(現行どおり) 第 45 条</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p>
	<p>(<u>社外監査役との責任限定契約に関する経過措置</u>) 第 1 条 第 18 期定時株主総会終結前の社外監査役 (<u>社外監査役であったものを含む。</u>) の行為に關する 会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する 契約については、<u>同定時株主総会の決議による</u> <u>変更前の定款第 42 条の定めるところによる。</u>な お、本附則は、2036 年 6 月 23 日をもって削除す る。</p>
	<p>(<u>商号変更の時期</u>) 第 2 条 第 1 条 (商号) の変更は、2026 年 7 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。な お、本附則は、第 1 条の効力発生後これを 削除する。</p>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2026 年 6 月 23 日 (火)

定款変更の効力発生日

2026 年 6 月 23 日 (火)

以 上